

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年12月5日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市文化振興公社
(出資団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成28年4月1日から8月31日までに執行した当該出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 市民の知識、教養及び生活の向上とその健全な発展を図り、市民の文化振興に寄与するため。
 - (2) 設立年月日 昭和58年5月12日
 - (3) 基本財産 500,000円(徳島市が全額出資)
 - (4) 事務所 徳島市元町1丁目24番地
 - (5) 職員数 14人(常勤役員2人、正規職員6人、臨時・嘱託職員6人)
 - (6) 指定管理

施設名	指定期間	指定管理料(平成28年度)
徳島市文化振興施設 (シビックセンター)	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	51,861,000円
徳島ガラススタジオ		15,798,000円

第2 監査の実施期間

平成28年9月15日から11月28日まで

第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資及び指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益財団法人徳島市文化振興公社の出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、徳島市文化振興施設及び徳島ガラススタジオの利用料金の決定について、市長の事前承認手続が書面により行われていなかった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。